

発議第 4 号

イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和8年6月5日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 大久保 建一 様

イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書

米国およびイスラエルがイランへの攻撃を開始してから約3か月が経過しましたが、中東地域における軍事衝突が続いています。

米国とイスラエルによる先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙であり、イランの小学校への空爆によって授業中だった多くの児童が犠牲になるなど、多くの民間人が殺害されています。

イラン政府による自国民への弾圧は国際人権法上許されません。しかし、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反し、これが認められれば、国際秩序は根底から崩壊してしまいます。

また、イランへの攻撃の激化は世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて、建設、医療、運輸、農業・漁業など多岐に渡る分野への影響が生じ、日本国内の市民生活にも重大な影響を及ぼしています。

今こそ求められるのは、軍事力ではなく対話と外交による一刻も早い平和的解決です。よって、国においてはこれ以上の犠牲を防ぐため、米国・イスラエルおよびイランが軍事行動の即時停止と外交による平和的解決に向かうように、外交努力を重ねることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月5日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣